

使用済製品等のリユース促進事業研究会 分科会の検討結果について (報告)

1. 目的と概要

第三次循環型社会推進基本計画（平成 25 年 5 月閣議決定）において、質にも着目した循環型社会の形成として「リサイクルより優先順位の高い 2 R（リデュース・リユース）の取組がより進む社会経済システムの構築」が掲げられている。

平成 25 年度の分科会での議論を踏まえて、「リユース業界に関わる関係法令の整理（環境関連法以外）」、「リユースに係る国際動向」の調査を実施するとともに、「リユースを促進するための制度や政策設計」について検討を行うことを目的とした。

平成 26 年度の分科会では以下の 3 つの項目を検討テーマとして設定した。

- (1) リユース業界に関わる関係法令の整理（環境関連法以外）
- (2) リユースに係る国際動向の整理
- (3) リユースを促進するための制度や政策設計について

2. 分科会委員・スケジュール

(1) 平成 26 年度分科会委員

< 座 長 >

三橋 規宏 千葉商科大学 名誉教授

< 委 員 >

阿部 鋼 阿部記念法律事務所 所長

岩城 吉英 大阪湾広域臨海環境整備センター 業務課 課長補佐

佐々木 創 中央大学経済学部 准教授

田崎 智宏 国立環境研究所 資源循環・廃棄物研究センター
循環型社会システム研究室 室長

手塚 一郎 清和大学法学部 講師

(2) 検討スケジュール

【第1回 分科会(12月12日(金)) 10:00~12:00】

< 議題 >

- ・分科会の趣旨・方針(実施内容)
- ・リユース業界を取り巻く法的環境の整理について(環境関連法以外の文献調査の途中報告)
- ・リユースに係る国際動向について(文献調査結果の途中報告)
- ・リユースを促進するための制度や政策設計について(意見交換)

【第2回 分科会(3月6日(金)) 10:00~12:00】

< 議題 >

- ・リユース業界を取り巻く法的環境の整理について(報告)
- ・リユースに係る国際動向について(報告)
- ・リユースを促進するための制度や政策設計について(意見交換)

3. 具体的な検討内容・検討結果概要

(1) リユース業界に関わる関係法令(環境関連法以外)の整理について

目的と概要

各リユース業界団体が進める優良化に向けた様々な取組を踏まえ、リユース業における法令遵守を徹底し、不適切な事業者との差異化を明確にするために、リユース業界にも関係する、遵守し、また知っておくべき、関連法令の整理を行った。

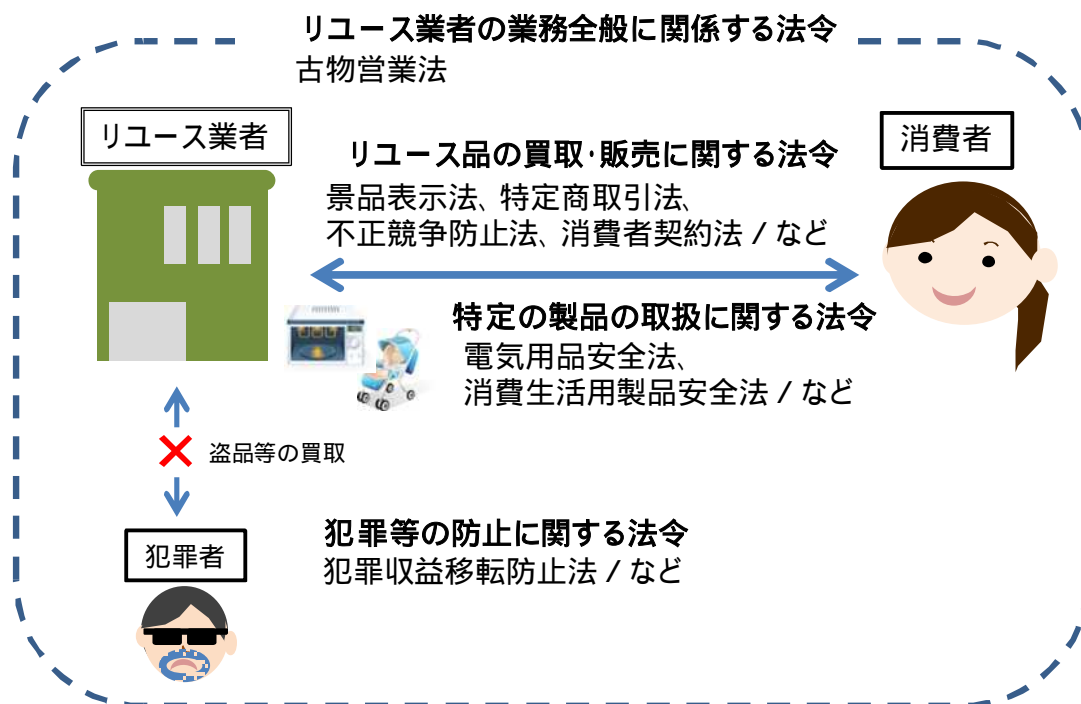
平成25年度の分科会において、環境関連法として「循環型社会形成推進基本法」「廃棄物処理法」「家電リサイクル法」「小型家電リサイクル法」を対象に整理を行ったところである。

平成26年度の分科会においては、盗品等の売買の防止、速やかな発見等を図るために定められた「古物営業法」、訪問販売等の取引において消費者の受けることがある損害防止と利益保護するために定められた「特定商取引に関する法律」、消費者と事業者の情報力・交渉力の格差を前提とし、消費者の利益擁護を図ることを目的「消費者契約法」などを対象にリユース業界にも関係する、遵守し、また知っておくべき法令の整理を行った。

整理対象としたリユース業界に関わる関係法令(環境関連法以外)

リユース業が遵守すべき関係法令として、「リユース業者の業務全般に関する法令」、「リユース品の買取・販売に関する法令(消費者保護の観点から遵守すべき法令)」、「特定の品目を取り扱う際に遵守すべき法令」、「犯罪等の助長に荷担しないために遵守すべき法令」に分けて整理を行った。

図表 1 整理対象とする関係法令のイメージ図



図表 2 整理対象とする関係法令（案）

リユース業者の業務全般に関する法令

「古物営業法」(買取依頼者の身元確認、帳簿記録、不正品の申告義務など)

リユース品の買取・販売に関連する法令(消費者保護の観点から遵守すべき法令)

「景品表示法」(不当な顧客誘引の禁止)

「特定商取引に関する法律」(訪問購入の義務と制限)

「不正競争防止法」(知的財産権の侵害、コピー商品などの販売の規制)

「消費者契約法」(契約過程・契約条項に係わるトラブルの解決)

「個人情報の保護に関する法律」(顧客や従業員の個人情報の取り扱い)

特定の品目を取り扱う際に遵守すべき法令

「電気用品安全法」(電気用品の販売の制限(PSEマーク))

「消費生活用製品安全法」(特定製品の販売の制限(PSCマーク))

犯罪等の助長に荷担しないために遵守すべき法令

「犯罪収益移転防止法」(200万円を超える売買契約時の確認・届け出義務)

(2) リユースに係る国際動向

目的と概要

我が国のリユースを促進するための方策を検討するための一助として、海外におけるリユースの制度や取組みに関する調査を行った。

具体的には、国内におけるリユースの促進上の課題として議論されている論点のうち、「リユース促進の法制度」「リユース品の排出・流通の促進」「リユース品の利用・購入の促進」「リユース業界の優良化・品質保証」について、欧州及び米国の一部の州を対象として、関連する取組みの現状を把握した。

調査対象とした制度・取組み

- 「リユース促進の法制度」については、EU 廃棄物指令に基づいて加盟各国に「廃棄物発生抑制・管理計画(Waste Prevention Program)」の策定を義務付け、その策定支援を行っている EU の事例と、家電リサイクルにおいてリユースを促進するインセンティブを設けている米国イリノイの事例を取りあげた。
- 「リユース品の排出・流通の促進」については、「廃棄物発生抑制・管理計画」において国民1人あたりのリユース量の目標値を定めているベルギーブリュッセル首都圏地域における、リユース品の回収・リユースのシステムを取りあげた。
- 「リユース品の利用・購入の促進」については、中央政府の公共調達制度において、リユース品の調達を一部明記している英国の事例を取りあげた。
- 「リユース業界の優良化・品質保証」については、欧州における品質保証に関する制度として、EU の消費財の販売と保証に関する指令(Sales of Consumer Goods and Associated Guarantees in the European Union) 英国の廃家電のリユース基準(PAS141) をとりあげる。また、環境保護や貧困削減を目的とした社会的企業等の非営利型のリユース業者の欧州におけるネットワーク組織である RREUSE の取組みと、ベルギーを中心として取組まれているリユース業者の認証制度について取りあげた。

図表 3 調査対象とした制度・取組み

リユース促進上の課題	調査対象
(1) リユース促進の法制度	・ EU 廃棄物指令に基づく廃棄物発生抑制・管理計画 ・ イリノイ州の家電リサイクル・リユース法
(2) リユース品の排出・流通の促進	・ リユースの目標値を設定しているベルギー(ブリュッセル首都圏地域)の取組み
(3) リユース品の利用・購入の促進	・ 英国の公共調達制度
(4) リユース業界の優良化・品質保証	・ 欧州の品質保証に関する制度 ・ 欧州の非営利型リユースの業界団体 RREUSE ・ リユース業者の認証制度 ARC

(3) リユースを促進するための制度や政策設計について

目的と概要

使用済製品等のリユース促進のためにどのような取組みを進めるべきか、そのための制度や政策設計などについて、自由にご意見をいただき検討を進めた。

ご意見をいただく際には「リユース業界に関わる関係法令の整理」、「リユースに係る国際動向」の調査結果、及びこれまでの研究会・分科会等での議論・意見内容などを参考資料とした。

リユースを促進するための制度や政策設計についての主なご意見

- リユース推進においては、商業性の高い製品のリユース、商業性の低い製品のリユースを分けて考える必要があるのではないかと。後者には、相当数の不用品も発生することから、どのように適性化するかが重要ではないかと。どこから、どのように推進するか検討が必要ではないかと。
- 普及啓発が必要であり、リユースの効果を「見える化」していくことも必要ではないかと。定性的な評価でも良いので、整理していくことが必要ではないかと。そもそもリユースという言葉が十分に認知されていないのではないかと。
- 使用済製品のリユース促進において、排出・流通の促進があるが、高齢者の方が増えていく社会の中でどのように進めて行くかという点を検討する必要があるのではないかと。
- 事業者が排出する製品が、リユースでなく、産業廃棄物として排出されてしまうことについて、不用品のリユース可否の判断、どの段階で不用品が廃棄物とリユース品に分かれるのか明確にできないことが課題であろう。会計基準等の整理も必要であり、リユース品の処分・引渡を会計の中でどのように位置づけるか。
- 地方自治体におけるリユース促進について、3R推進の1つの手段としての認識であり、積極的な取組みを進める自治体は限られているのではないかと。市町村では組織規模に差があり、一律の取組みは困難ではないかと。
- 法律を遵守する優良リユース事業者は良いが、遵守しない不適切な事業者をどのようにするか。不適切な事業者の多くは業界団体に加盟していないと思われ、それらの不適切な事業者、アウトサイダーをどのように規制するかが問題ではないかと。環境省だけではなく、関連行政庁とも情報交換をしながら進めていく必要があるのではないかと。
- 一方で、不適切な事業者かも知れないが、消費者にとっては便利だから、不適切と気がつかずに利用しているという側面もある。現状の整理が必要ではないかと。
- リユース品の排出・流通が重要との指摘があるが、国内での利用する側の議論も必要ではないかと。一部の製品（例えば、子ども服など）は流通するが、他の製品では不十分なところもあるのではないかと。

(以上)